

「にいがたを贈ろう！農水産物産地直送支援補助金」交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、「にいがたを贈ろう！農水産物産地直送支援補助金」（以下「補助金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内産の「果物」「えだまめ」「水産物」について、新型コロナウイルス感染症の影響により需要の機会が失われ、消費の落ち込みが懸念されることから、これらを重点支援対象品目（以下「対象品目」という。）とし、一般消費者が対象品目を農水産物直売所やオンラインショップ等（以下「直売所等」という。）で購入し、配送サービスを利用し市内外に送る場合に、送料の一部を市が負担し補助することで、消費を促進し、生産者等の所得の維持向上を図るとともに、市内産農水産物を贈ることを通じた消費者間の非接触による交流を促進することを目的とする。

(対象品目)

第3条 補助の対象となる品目は、新潟市内で生産された次の各号に掲げるものとする。

- (1) 果物 すいか、メロン、日本なし、もも、ぶどう、柿、いちじく、西洋なし、いちご（越後姫）等
- (2) えだまめ
- (3) 水産物 市内産の水産物および市内産の水産物を原材料とした加工品

(補助金の交付対象者)

第4条 市長は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 市内に事業所を有する農業者および農業生産法人、農業協同組合、漁業協同組合、水産物取扱業者等で、市内に一般消費者向けの農水産物直売所等の店舗を有し、またはオンラインによる販売を行っている事業者。
- (2) 市内産の対象品目の取り扱いがあり、補助事業の実施期間中に一般消費者が対象品目を購入した際に、配送サービスの無料対応もしくは割引対応を行うこと。
- (3) 関係する法令を順守していること。
- (4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 国、県その他の地方公共団体の制度による同一目的の支援を受けていないこと。

(事業の実施基準等)

第5条 補助対象となる経費及び補助金の限度額については、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、事業着手日より前に、補助金交付申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、交付の可否を決定するものとする。

2 申請に係る書類等に疑義等がある場合は、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

3 同条第1項の規定により、交付の可否を決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(事故報告等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は事業完了後1ヶ月以内に、実績報告書(別記様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助金振込申込書(別記様式第5号)

(2) 事業実績を説明する資料(配送伝票および売上入金伝票の写し、またはこれらに代わる書類)

2 補助事業者は、事業の実施状況について、市から求められたときは、事業完了前であっても、その時点の実績を報告すること。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
 - (2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合
 - (3) その他この要綱の規定に違反した場合
- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

(適用期限)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第7条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助金交付の実施基準

<p>（1）補助対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に事業所を有する農業者および農業生産法人、農業協同組合、漁業協同組合、水産物取扱業者等で、市内に一般消費者向けの農水産物直売所等の店舗を有し、またはオンラインによる販売を行っている事業者。 ● 市内産の対象品目の取り扱いがあり、補助事業の実施期間中に一般消費者が対象品目を購入した際に、配送サービスの無料対応もしくは割引対応を行うこと。
<p>（2）補助対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助事業の実施期間中に購入された対象品目における配送サービスの利用料（配送料） ● <u>3,000円（税込）以上の対象商品を配送する場合に限る。</u> ● 配送は、佐川急便、日本郵便、ヤマト運輸等の宅配事業者等を活用した場合に限る。
<p>（3）補助額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>1回の配送につき1,500円（税込）を上限に予算の範囲内で交付する。（配送物、配送先、配送金額が確認できる場合に限る）</u>
<p>（4）留意事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 補助対象経費は、交付決定以降に着手され、補助事業の実施期間中（最長2月26日まで）に発生したものに限る。 ② 対象経費の欄に掲げる経費のうち、国・県や他の市町村から助成を受けた費目に係る経費については補助対象外とする。 ③ 対象となる商品は補助事業者が生産者もしくは市場等から仕入れて、一般消費者向けに販売するものに限ることとし、個人の趣味で栽培されたものや無償提供などにより対価なく調達したものを販売した場合は対象外とする。 ④ 補助対象額が予算の上限に到達することが見込まれるときなどに、市から補助事業の終了を通知する場合がある。 ⑤ 補助事業者は事業の進捗状況について、市の求めに応じてその都度報告するものとする。